# 県営住宅等に関する条例　改正案の概要

資料1

建設部住宅課

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の制定に伴う公営住宅法の改正を受け、県営住宅等に関する条例を改正します。

## 【公営住宅法の改正点】

| 改　正　前 | 改　正　後 |
|---|---|
| | 平成24年4月1日施行<br>（ただし②、③については1年間の経過措置があり、条例を定めるまでの間は、従前の基準による） |
| ① 同居親族要件<br>・同居する親族があること<br>（政令において高齢者、障害者等の単身入居可能者を定める） | 全国一律の基準を廃止<br>※事業主体が条例で定める |
| ② 入居収入基準<br>・金額を政令で定める<br>・本来階層：月収158,000円以下<br>（収入分位25%以下）<br>・裁量階層：月収214,000円以下<br>（収入分位40%以下） | 事業主体が入居収入基準を条例で定める<br>①金額の上限は収入分位50%（政令で規定）<br>②本来階層につき、参酌すべき金額基準を政令で規定<br>③裁量階層の対象範囲を条例で定める |
| ③ 整備基準<br>・国土交通省令で定める基準に従い整備 | 事業主体が条例で定める<br>※ただし事業主体が参酌する基準を国土交通省令で定める |

## 【条例の改正案】

| 考　え　方 | 対　　応 |
|---|---|
| ① 同居親族要件<br>・引き続き要件は存続<br>・高齢者、障害者等の単身入居を認める<br>・それ以外の単身の入居を全県で可能とする | H23年度条例改正済<br>（平成24年4月1日施行） |
| ② 入居収入基準<br>・本来階層：現行と同じ水準を維持<br>（月収158,000円：収入分位25%以下）<br>・裁量階層の対象範囲を拡大する<br>（現行対象者：心身障害者、高齢者、子育て世帯（小学校未就学の子）等）<br>・裁量階層：現行と同じ水準を維持<br>（月収214,000円：収入分位40%以下） | ・本来階層 158,000円<br>・裁量階層の対象範囲<br>※現行対象者に加え、子育てしやすい環境づくり、世代構成の多様化を考慮した世帯<br>・裁量階層 214,000円 |
| ③ 整備基準<br>・国の参酌基準（平成23年国土交通省令第103号）に長野県の独自基準を加える | ・国の参酌基準<br>・県産木材の積極的使用<br>・多雪・寒冷地への対応等 |